

国定公園・千葉県立自然公園における利用のための規制 取扱要領（案）の概要

環境生活部自然保護課

1 趣 旨

県内の国定公園及び千葉県立自然公園（以下「自然公園」という。）の特別地域等における自然公園利用者の快適な利用を阻害する行為を規制するため、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第37条及び千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号。以下「条例」という。）第24条の規定の解釈及び運用方法等を定めようとするものである。

2 制定の背景

自然公園においては、その利用形態の多様化等に伴い、動物への餌付けによる人馴れ、ドローンの飛行による騒音等の利用環境への悪影響を与えうる行為が今後増加することが予想されるため、当該行為に係る規制について取扱いの整備を要する。

また、環境省により国立公園の特別地域等における利用者の快適な利用を阻害する行為に係る規制の取扱いについて「国立公園における利用のための規制取扱要領」が制定されたことを踏まえて、当該要領を参考に県内の国定公園及び県立自然公園の利用のための規制の取扱いを定める。

3 規定の内容

（1）千葉県立自然公園における利用のための規制の内容

条例第24条第1項各号に掲げる行為の解釈を定める。

※国定公園における利用のための規制の内容は、「国立公園における利用のための規制取扱要領」に規定

（2）国定公園及び千葉県立自然公園における職員による指示

法第37条第2項及び条例第24条第2項において、罰則適用の要件されている職員による指示について、指示の方法や配慮すべき事項等について定める。